重度心身障害者医療費貸与

重度心身障害者医療費助成を受けている方が、いったんの 医療費の支払いが困難な場合であっても、安心して適切な 診療等を受けられるよう、必要な資金を貸与します。

1 貸与金を借りることができる方

市町村から重度心身障害者医療費助成金受給資格者証の交付を受けている方※この貸与金の償還(返済)が滞っている方は、新たに借りることができません。

2 内容及び条件等

- (1) 申請窓口 お住まいの市町村(障害福祉担当窓口)
- (2) 申請期間 受診予定の月の前々月11日から前月10日まで ※ただし、事情により上記期間を過ぎての申請も受け付けます。
- (3) 申請方法 受給者の署名による申請(実印、印鑑登録証明書は不要です) ※ただし、事情により代理申請等も可能です。
- (4)貸与方法 1か月分の医療費を貸与
 - ※ただし、県外の医療機関等の診療や柔道整復師等の保険診療の対象となる療養を 受ける場合は対象になりません。
- (5)貸与限度額 高額療養費制度の自己負担限度額

※ただし、特に理由がある場合は上限10万円まで(貸与額は千円単位)

- (6)連帯保証人 不要
- (7)貸与利子 無利子
- (8) 償 還 方 法 原則、借りたお金で医療費を支払えばその分の医療費助成金から 直接償還(返済)することになります。
- (9) 償還期限 診療月の4か月後の末日
 - ○この制度で借りたお金は、医療費以外に使うことはできません。

3 申請に必要なもの

- (1) 本人確認書類(障害者手帳、運転免許証、健康保険の被保険者証等)
- (2) 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証
- (3) 200 円分の収入印紙(貸与申請額が1万円未満の場合は不要)
- (4) 重度心身障害者医療費助成金の振込口座の通帳(又は口座がわかるもの)

※その他、お持ちの場合は限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、直近の月の医療費領収書



4 申請から償還までの流れ



手続き	説明	(例)		
		11月に受診を 予定する場合	処理の流れ	月
申請	原則として、受診を予定し ている月の前々月11日から 前月10日まで	9/11~10/10が 申請期間となります	申請	9月 (診療の前々月)
2 決定	貸与の可否について、申請 者へ通知	10/25までに通知 します	審査	10月
3 実行	貸与が決定した場合は、診療を予定している月の前月 25日に口座に振込み	10/25に振込み ます	振込	(診療の前月)
4.受診	医療機関での受診、薬局での調剤等		受診	11月 (診療月)
				12月 (診療の翌月)
				1月 (診療の2か月後)
5 償還	診療月以降の医療費助成金を市町村が直接県に払い込むことで償還(返済)を行う	2月以降に支給され る医療費助成金で 償還(返済)します		2月 (診療の3か月後)
	※償還期限までに支給される医療費助成金で償還 (返済)を完了する見込みがない場合は、納付書を 郵送しますので、最寄りの金融機関でお支払いください	期限までに償還(返済)を完了する見込みがない場合は、納付書を郵送しますので、3/31までにお支払いください	償還(返済)	3月 (診療の4か月後)

○虚偽の申請や不正な手段により資金を借りた場合は、貸与金を即時に一括償還(返済)していただきます

○お問い合わせ先○

山梨県福祉保健部障害福祉課

TEL: 055-223-1495 FAX: 055-223-1464

山梨県甲府市丸の内 1-6-1 E-mail: shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

